

入札公告

条件付一般競争入札を行うので、社会福祉法人福島県社会福祉事業団会計規則第66条（令和7年規則第3号。以下「会計規則」という。）の規定により公告する。なお、この条件付一般競争入札は、会計規則並びに同会計規則細則及び社会福祉施設等施設整備費補助金交付対象の民間事業として実施するため、同要綱第4条第2項第6号に基づき一部福島県が実施する工事契約等に準拠して実施される。

令和8年3月18日

社会福祉法人 福島県社会福祉事業団 理事長 太田 健三

1 入札に付する事項

工事番号	からまつ 25-01	
工事名	福島県からまつ荘新築工事	
工事場所	福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原2番地2の一部	
工事概要	福島県からまつ荘 建築工事 鉄骨造平屋建 延床面積2,709.58㎡ 建築面積2,906.51㎡ 電気設備工事、機械設備工事、屋外整備工事含む	
完成期限	令和9年2月28日	
予定価格	公表しない。	
項目	該当の有無	該当する場合の内容説明
最低制限価格	該当あり	<ul style="list-style-type: none"> ・施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事である。
総合評価方式	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。 ・落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書による。 ・なお、当該入札では評価基準価格を設定する。
最低入札価格調査	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく最低入札価格調査制度適用工事である。 ・調査基準価格を下回った入札を行った場合は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。また、低入札価格調査に協力すること。
施工体制事前提出方式	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県施工体制事前提出方式の適用工事である。 ・施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等については、入札説明書による。
電子入札	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・電子入札対象工事である。
電子閲覧	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・電子閲覧対象工事である。
現場代理人の常駐義務の緩和	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。
再資源化等	該当あり	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
混合入札	復興JV以外	<ul style="list-style-type: none"> ・単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札である。
	復興JV	<ul style="list-style-type: none"> ・単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第3項で規定する別に定めるものについて（平成23年12月28日付け23財第1971号通知（平成27年3月20日一部改正））における特定建設工事共同企業体の参加を認める混合入札である。

資本関係又は人的関係	該当あり	資本関係又は人的関係にある企業同士が同一入札へ参加することは認めない。
------------	------	-------------------------------------

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

発注種別	建築工事	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県令和7・8年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されている者であること。 ・建設業法（昭和24年法律第100号）の左の欄に表示した業種の許可を受けている者であること。
格付等級	A	
許可業種	建築工事業	
地域要件	県内	<ul style="list-style-type: none"> ・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。 ・なお、県内に本店を有する者（県内業者）の支店、営業所であって福島県令和7・8年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先とする。
技術者の工事経験	必要なし	<ul style="list-style-type: none"> ・左の欄に表示した工事経験（配置技術者としての経験）がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。 ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に元請（JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員であって、共同施工方式ではなく、分担施工方式による場合は、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る。（発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。）ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。）の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
企業の工事实績	期間：過去15年間 工事实績 (ア)用途が特別養護老人ホーム等の福祉入所施設（グループホームを除く） (イ)公共工事の1,000㎡以上の建物	<ul style="list-style-type: none"> ・元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した<u>いずれか</u>の工事实績がある者であること。
企業の工事規模実績	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（JVの場合は、出資比率に相当する額とする。）があること。ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。

J R 近接工事 該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できる者であること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。
------------------	---

3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。（電子入札対象工事にあつては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は当該システムにて、必ず、入札参加の受付をする必要がある。）

設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の 閲覧等	令和8年3月18日(水)～ 令和8年4月8日(水)	西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原5-3 福島県社会福祉事業団 事務局 3階 経営管理課
設計図書等の 質問	令和8年3月18日(水)～ 令和8年3月26日(木)	西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原5-3 福島県社会福祉事業団 事務局 3階 経営管理課 電話番号 0248-25-3100 ファクシミリ 0248-25-4659 電子メール fukushima-syaji@ams.odn.ne.jp
質問の 回答予定	令和8年4月1日(水)	福島県社会福祉事業団ホームページに掲載する。
入札参加受付 (電子入札)	—	—
入札書等の 提出	郵便局差出期限日 令和8年4月8日(水) 配達日指定期日 令和8年4月14日(火)	入札書のあて先は「福島県社会福祉事業団」と記載し、提出部数は1部とする。 郵便番号 961-8061 西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原5-3 福島県社会福祉事業団 事務局 経営管理課
開札	令和8年4月15日(水) 午後2時00分	開札は公開とする。 西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原5-3 福島県社会福祉事業団 事務局4階 大会議室
落札者の 決定予定日	令和8年4月20日(月)	

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県社会福祉事業団 事務局 経営管理課

電話番号 0248-25-3100

ファクシミリ 0248-25-4659

電子メール fukushima-syaji@ams.odn.ne.jp

〈参 考〉 入札書と一緒に提出する書類一覧表

提出書類	外封筒	中封筒
入札書	/	○
見積内訳書	/	○

※封筒の外または中に入れる書類を間違えると無効になります。

※郵送の際は必ず、外封筒及び中封筒（封かんすること）の二重封筒としてください。

〈参 考〉 外封筒及び中封筒の貼り付け用紙

（キリ線にそって切り取り、外封筒と中封筒の表面に貼り付けてください）

キリ線

〒961-8061	入札書等在中
西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原5-3	
福島県社会福祉事業団 事務局 経営管理課 行き	
開札日	令和8年4月15日
工事名	福島県からまつ荘新築工事
工事番号	からまつ 25-01
工事箇所	西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原2番地2の一部
商号又は名称	
担当者名	
連絡先(電話番号)	
連絡先(FAX番号)	
配達日指定期日	令和8年4月14日
郵便局窓口差出期限日	令和8年4月8日

キリ線

〒961-8061	入札書等在中
西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原5-3	
福島県社会福祉事業団 事務局 経営管理課 行き	
開札日	令和8年4月15日
工事名	福島県からまつ荘新築工事
工事番号	からまつ 25-01
工事箇所	西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原2番地2の一部
商号又は名称	
担当者名	
連絡先(電話番号)	
連絡先(FAX番号)	
配達日指定期日	令和8年4月14日
郵便局窓口差出期限日	令和8年4月8日

キリ線

留意事項

これまでの条件付一般競争入札において、郵送方法の誤りにより無効となった事例が発生しております。郵送の際は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行ってください。

また、外封筒を開封する際、誤って中封筒まで開封してしまうのを防ぐため、中封筒は外封筒より小さいものを使用してください。

条 件 付 一 般 競 争 入 札

工事番号	からまつ 25-01
工事名	福島県からまつ荘新築工事

- 1 入札説明書
- 2 契約の方法及び入札条件
- 3 福島県工事等競争入札心得
- 4 様式等
 - (1) 条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第2号）
 - (2) 条件付一般競争入札参加資格不適合通知に対する理由説明請求書（様式第7号）
 - (3) 入札書
 - (4) 入札を無効とする申出書
 - (5) 入札におけるくじ
 - (6) 見積内訳書
 - (7) 見積内訳書を作成する際の留意点について

(別掲)

社会福祉法人福島県社会福祉事業団ホームページ
福島県ホームページ（総務部入札管理課－要綱等の情報公開）

福 島 県 社 会 福 祉 事 業 団

入札説明書

1 入札に参加するものに必要な資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（最終改正令和7年5月30日総務部長通知）に基づく入札参加資格制限中（指名停止も含む）の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第27条の23の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者であること。

2 入札参加手続等

- (1) 入札公告、福島県工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）を熟知すること。
- (2) 設計図書等に対する質問について

設計図書等に対する質問は、条件付一般競争入札実施要綱第8条第3項の規定により条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第2号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

なお、回答については、入札公告に記載されている回答予定日にホームページにおいて行うものとする。

- (3) 現場説明会は行わない。

3 入札等

- (1) 入札書の提出について

入札に参加する者は、入札書及び見積内訳書を以下の方法により郵送しなければならない。

ア 入札書等の提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。また、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

イ 入札書等の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。

ウ 中封筒には、入札書及び見積内訳書を入れ、封かんの上、封筒の表に会社名、工事

名、工事番号、工事箇所名及び開札日を記載すること。

エ 外封筒には、入札書等を同封した中封筒を入れ、外封筒の表に、会社名、工事名、工事番号、工事箇所名、開札日、担当者及び担当者連絡先（電話番号・ファクシミリ番号）、入札書等在中の旨を記載すること。

オ 公告に示す郵便局差出期限日は、内国郵便約款上、実際に郵便局に差し出すことが可能な日と異なる場合があるため、事前に、福島県社会福祉事業団が指定した配達日指定期日に配達日を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。

(2) 質問回答の確認について

入札公告が掲載されているホームページにて、「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、入札書等の提出を行うもの。

4 開札等に関する事項

(1) 落札候補者の公表について

予定価格の制限の範囲内で最低価格で入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除く。）から2番目までの者を落札候補者とし、公表する。

ただし、開札時に落札候補者となった者がすべて入札参加資格を有しなかったときは、順次、次の順位の者が落札候補者となる。

(2) 入札結果の公表及び方法について

ア 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。

イ 公表は、福島県社会福祉事業団ホームページにおいて行う。

5 入札参加資格要件の審査に関する事項

(1) 落札候補者に対する通知

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに第1順位の落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

(2) 落札候補者の入札参加資格要件等の審査

落札候補者は、入札参加資格確認に必要な書類の提出を求められた場合は、通知のあった日から起算して3日以内に条件付一般競争入札資格確認書類送付書（様式第5号）に当該書類を添えて提出しなければならない。

(3) 入札参加不適合の通知

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札不適合通知書（様式第6号）により通知する。

(4) 入札参加不適合理由の請求

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けたものは、その理由について説明を求めることができる。

イ アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して3日以内に書面により提出しなければならない。

ウ イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して6日以内に書面により回

答するものとする。

(5) 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話連絡等確実な方法により通知する。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に準じて入札保証金は免除する。ただし落札決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には見積もりに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する額を納めなければならない。

(2) 契約保証金

社会福祉法人福島県社会福祉事業団会計規則細則第54条の規定に基づき契約保証金は免除する。

7 入札の無効

1の入札に参加する者に必要な資格がない者がした入札及び入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

8 契約の方法等

(1) 契約の確定

契約は会計規則第69条第2項（令和7年度規則第3号。以下「会計規則」という。）により、甲及び乙が記名押印したときに確定する。

(2) 契約は会計規則第69条に基づく工事請負契約書によるものとする。

(3) 建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(4) 工事の一部を下請負に付する場合には、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を順守すること。

9 その他

(1) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 書類は原則としてA4判とすること。

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、入札参加資格制限を行うことがある。

(4) 経営事項審査について

建設業法第27条の23及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18

条の2の規定により、契約にあつては、有効な経営事項審査が必要であるので、経営事項審査の有効期限の確認のため、入札後、契約前に発注者に提出を求められた場合には、経営事項審査の「総合評定値通知書」の写しを提出すること（契約金額が500万円（建築工事にあつては1,500万円）以上のものに限る。）。

(5) 配置予定の技術者について

ア 複数の工事に同一の技術者を配置技術者として応札する場合

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とし応札する場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければならない。

イ 他の建設工事の配置技術者を当該工事の配置技術者として応札する場合

建設業法第26条第3項の規定に基づき、配置技術者の専任を要する工事である場合、開札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の工期が当該工事の工期と重複していなければ配置予定技術者とすることができる。ただし、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければならない。

ウ 配置技術者の専任期間

建設業法第26条第3項の規定に基づき、配置技術者の専任を要する工事である場合、配置技術者を専任で配置すべき期間は契約工期が基本になるが、次の期間については工事現場（工場製作は除く。）への専任は要さない。

- ・請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
- ・工事用地の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ・橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間（ただし、工場には専任で配置すること。）
- ・現場施工が終了し、完成届を提出した後の期間

エ 配置予定技術者に関する入札の条件に違反した場合

他の工事を落札したこと等により配置予定の技術者を配置することができなにもかかわらず落札した場合には、契約を締結しないことや、契約の解除及び要綱に基づく入札参加制限を行うことがある。

オ 直接かつ恒常的な雇用関係

配置予定技術者は、入札参加者と直接かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、当該技術者が専任である必要がある場合（請負金額が建築工事にあつては7,000万円以上。それ以外は3,500万円以上）には、さらに開札日以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要である。

(6) 再度入札について

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、会計規則第67条に基づき指名競争入札を行うものとする。

(7) 被災者等の雇用について

本工事实施に当たっては、東日本大震災による被災者等の優先的な雇用に努めること。

(8) 工事完成後の実地調査について

下請保護の観点から、落札率の低い工事や下請契約の適切性が懸念される工事についての下請状況を確認するため、下請代金支払い後に元請、下請業者に対して個別に実地調査を行う場合がある。調査の対象となった場合は、調査に協力しなければならない。

なお、調査の結果、建設業法又は福島県元請・下請関係適正化指導要綱に違反する事実が確認された場合、違反した者及びその者を指導する立場にある者（直接工事を請け負った元請や違反した者の元請）に対して指導を行う。これに対して適切な対応がなされない場合には入札参加資格制限などの措置を行う場合がある。

(9) 積算内容に対する疑義申し立てについて

この入札に参加した者で、積算内容等に疑義がある場合は「工事積算内容等に対する疑義申し立てに関する試行要領」（平成30年3月20日付け29財第2751号総務部長依命通達）により、契約の締結前に疑義の申し立てができる。

(10) 不可抗力による損害の負担

福島県工事請負契約約款第29条第3項に定める損害額の負担を求めるときは、善管処理を裏付ける資料を添付すること。また、同条4項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金額の100分の1に満たないものは損害額に含めないものとする。

(11) 建設労働者の休養

日曜、祝日、休日は労働者を休養させるよう配慮すること。

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

社会福祉法人福島県社会福祉事業団会計規則（令和7年規則第3号。以下「会計規則」という。）及び福島県条件付一般競争入札実施要領に基づく条件付一般競争入札とする。

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、会計規則第67条に基づき指名競争入札を行うものとする。

なお、再度入札を行った場合で再度入札を執行しても落札候補者がいないときは、会計規則第68条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする場合がある。

入札者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

2 入札の条件等

入札の際呈示すべき条件は次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

入札説明書のとおりとする。

(2) 入札保証金

入札説明書のとおりとする。

(3) 最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第2項に基づき、最低制限価格を設定する。

(4) 契約保証金

入札説明書のとおりとする。

(5) 前払金

福島県財務規則第（以下「規則」という。）112条で定める前払金は次のとおりとする。

ア 第1項に定める前払金請負代金額の4割以内の額（1万円未満の端数は切捨てる。）

イ 第2項に定める中間前払金請負代金額の2割以内の額（1万円未満の端数は切捨てる。）

(6) 部分払

規則第238条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の10分の9以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の10分の5（中間前払金の約定をするときは、10分の6（前払金の約定をしないときは、10分の3））を越えた場合に限る。なお、部分払の回数は、規則第239条第3項で定めるところによる。

(7) 工期

工期は、入札公告のとおりとする。ただし、工期の着手時期は、契約締結の日から7日以内において工事発注者（以下「甲」という。）が指定する日とする。

- (8) 建設業退職金共済組合への加入
入札説明書のとおりとする。
- (9) 建設労務者の休養
入札説明書のとおりとする。
- (10) 現場代理人届等
請負者（以下「乙」という。）は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約締結の日から5日以内に経歴書を添付して甲に提出すること。
- (11) 不可抗力による損害の負担
入札説明書のとおりとする。
- (12) 下請負に附す場合の遵守事項
入札説明書のとおりとする。
- (13) 配置予定の技術者
入札説明書のとおりとする。
- (14) 工事請負契約書
入札説明書のとおりとする。
- (15) 契約確定の時期
入札説明書のとおりとする。
- (16) 見積内訳書
入札参加者又は入札参加者の代理人は、見積内訳書（数量・単価・金額等を明らかにしたものに限る。）を提出しなければならない。見積内訳書の提出がない場合、当該入札は無効とする。
- (17) 入札の際に提示すべき書類は次のとおりとする。
 - 1 福島県社会福祉事業団会計規則
 - 2 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書

福島県工事等競争入札心得

第1章 共通項目

(目的)

第1条 福島県が発注する工事若しくは製造の請負契約又は測量、工事の設計若しくは工事に関する調査の委託契約に係る競争入札による入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、法令、入札公告若しくは指名通知書、入札説明書並びに契約の方法及び入札の条件に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる競争入札ごとに定めるものとする。

(1) 条件付一般競争入札である場合には、入札参加者は、第1条から第18条までの規定により入札しなければならない。

(2) 指名競争入札である場合には、入札参加者は、第1条から第9条まで及び第19条から第24条までの規定により入札しなければならない。

(3) 電子入札である場合には、入札参加者は、前2号いずれかの規定(第6条第1項第2号から第7号まで、第11条第2項から第4項まで、第12条第2項から第4項まで、第17条第1項第1号から第12号まで、第20条第2項から第7項まで、第21条第1項から第2項まで、第23条第1項第2号から第5号まで及び第24条を除く。)のほか、第25条から第28条までの規定により入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第2条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

(開札)

第3条 開札は、入札公告又は指名通知書に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、公開とする。

(落札者の決定)

第4条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した入札参加資格を有する者を落札者とする。

2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とする場合がある。この場合、契約内容に適合した履行に関する調査(以下「低入札価格調査」という。)を実施し判断するものとする。

3 施行令第167条の10第2項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

4 施行令第167条の10の2第1項の規定を適用する必要があると認めるとき(以下「総合評価方式」という。)は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と

する。ただし、落札者となるべき者の申込みに係る価格によっては、施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定に基づきその者以外の者を落札者とする場合がある。この場合、低入札価格調査を実施し判断するものとする。

(見積内訳書及び見積内訳総括表の提出)

第 5 条 入札参加者は、工事の請負契約に係る入札の場合又は入札事務を所掌する課長又は公所長（以下「入札執行者」という。）が求めた場合は、入札書に加えて、適正に積算され、入札書に記載された入札金額に対応した見積内訳書及び見積内訳総括表（低価格入札価格調査事務処理要領様式第 6 号）（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。

(入札書の無効等)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札した入札書
 - (2) 鉛筆書きによる入札書
 - (3) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
 - (4) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札書も含む）
 - (5) 日付がない又は公告日若しくは通知日から開札日までの期間内の日付となっていない入札書
 - (6) 工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所のいずれかが記載されていない入札書
 - (7) 工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所のいずれかが入札公告又は指名通知書と一致しない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
 - (8) 入札執行者が求めた入札書等の全部または一部を提出しない者が入札した入札書（入札書等のうち、見積内訳総括表については、低入札価格調査に該当し、かつその際に提出の指示をされても従わなかった場合のみ。）
 - (9) 入札書等の工事価格が一致しない入札書
 - (10) 入札書等が入札金額の根拠資料として不適切な場合の入札書
 - (11) 福島県入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の入札書
- 2 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その入札書を無効とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する入札書は、失格とする。
- (1) 最低制限価格が設定されている場合において、入札金額が最低制限価格を下回る入札書
 - (2) 低入札価格調査制度（施工体制事前提出方式を含む。）が適用されている場合において、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札書
 - (3) 条件付一般競争入札において、資本関係又は人的関係にある企業同士が入札した入札書
(契約保証金)

第7条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第8条 落札者は、次の各号に掲げる場合においては、落札決定の日から起算して10日以内に、当該各号に掲げる措置を行わなければならない。ただし、知事又は当該契約事務について委任を受けた公所長（以下「契約権者」という。）の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

一 契約書を作成する場合、契約権者が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えてこれを契約権者に提出すること。

二 契約内容を記録した電磁的記録（以下「電子契約書」という。）により契約を行う場合、契約権者が指示する電子契約書に契約権者が定めるところにより電子署名を行い、関係書類を契約権者に提出すること。

2 落札者が、前項に規定する期間内に前項各号に定める措置を行わないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(質問及び異議の申立て)

第9条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

2 入札書等の提出後、第11条第1項、第20条第1項及び第25条第1項に規定する事項並びにこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

第2章 条件付一般競争入札

(条件付一般競争入札の入札保証金)

第10条 入札保証金の納付は免除する。

(条件付一般競争入札の入札)

第11条 入札参加者は、入札公告、福島県工事請負契約約款（測量、工事の設計若しくは工事に関する調査（以下「測量等委託業務」という。）にあつては契約書案）、設計図書（仕様書を含む。）、金抜き設計書、現場等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書等を一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、かつ、入札公告で示した提出期日を指定した配達日指定郵便で郵送しなければならない。ただし、電子入札の場合は、第25条に定める方法によるものとする。

3 郵便による入札にあたって、入札参加者は、入札書等を次の方法で郵送しなければならない。

(1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(2) 入札書等を中封筒に入れ、封かんの上、中封筒の表面に入札参加者の商号又は名称、工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所及び開

札日を記載すること。

(3) 外封筒には、入札書等を封入した中封筒、総合評価方式の場合は技術提案書（福島県総合評価方式実施要領様式第1号及び第6号から第11号まで又は福島県測量等委託業務総合評価方式試行要領様式第1号及び第6号から第9号まで。以下同じ。）を入れ、外封筒の表面に入札参加者の商号又は名称、工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所、開札日、担当者、担当者連絡先及び入札書等在中の旨を記載すること。

4 入札参加者は、一度郵送した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（条件付一般競争入札の開札）

第12条 開札には、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

2 同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、別に定める「入札におけるくじ」の方法によりくじを行い、順位を決定するものとする

3 開札したときは、直ちに入札書及び中封筒の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札者名及び当該理由を読み上げるものとする。

4 前項の確認を行った後、無効及び失格の入札を除き最低価格の入札をした者（総合評価方式による入札にあつては、評価値が最も高い者）から第2順位までの入札者（以下「落札候補者」という。）を落札候補者として入札金額及び入札者名を読み上げるものとする。

（入札を無効とする申出）

第13条 入札参加者は、入札書等を提出した日から落札候補者の通知を受けた日までの間に、予定していた技術者が配置できない事由が発生した場合には、提出した入札書等を無効とする申出をすることができる。

2 前項の申出をせずに契約を辞退した場合には、入札参加資格制限の措置を受けることがある。

（落札決定の保留）

第14条 落札候補者を決定したときは、落札決定を保留し、落札候補者のうち第1順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上、落札者を決定する。

（第1順位の落札候補者に対する通知）

第15条 第1順位の落札候補者が開札に立ち会わないときは、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知するものとする。

（入札参加資格確認書類の提出）

第16条 入札参加資格確認書類の提出の指示を受けた落札候補者は、指示を受けた日から起算して3日以内（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）に提出しなければならない。

2 落札候補者が前項に規定する期間内に入札参加資格確認書類を提出しないとき又は入札執行権者が入札参加資格確認のために行う指示に従わないときは、当該入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

（条件付一般競争入札の入札書の無効）

第 17 条 第 6 条に掲げるもののほか次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

ただし、(1)～(10)の各号については、電子入札によるものは、この限りではない。

- (1) 第 11 条第 2 項に規定する方法以外の方法により提出された入札書
- (2) 入札公告に示す指定日以外の日に到着した入札書（郵便事故によって指定日以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。）
- (3) 入札公告で示した提出先以外に到着した入札書（郵便事故によって提出先以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。）
- (4) 外封筒及び中封筒に商号又は名称が記載されていないなど開札前に入札参加者が特定できない入札書
- (5) 中封筒、入札書等の表記が誤字、脱字、未記載等により対象案件が特定できない入札書
- (6) 同一の入札参加者が 2 通以上提出した入札書
- (7) 中封筒に入っていない入札書
- (8) 総合評価方式の場合において、技術提案書が入札書と一緒に中封筒に入っている場合の入札書
- (9) 総合評価方式の場合において、技術提案書が入札書の入っている中封筒と一緒に外封筒に同封されていない場合の入札書
- (10) 施工体制事前提出方式が適用されている場合において、工事費内訳書及び下請工種内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式 1 号及び様式 2 号）が入札書と一緒に中封筒に同封されていない場合の入札書（工事の一部を他人に請け負わせる予定がない場合は、様式 2 号を除く。）
- (11) 総合評価方式（工事の簡易型又は標準型に限る。）の場合において、技術審査書（様式第 9 号（その 1）若しくは（その 2））の何れかが未提出の場合又は「施工計画の適切性に対する評価」が不適とされた場合の入札書
- (12) 総合評価方式（工事の標準型に限る。）の場合において、技術提案（様式第 10 号）が採用されない場合の入札書
- (13) 施工体制事前提出方式が適用されている場合において、工事費内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式 1 号）と見積内訳書の金額が一致しない場合の入札書
- (14) 提出期限内に入札参加資格確認書類及び総合評価方式の場合には技術提案書の内容の確認に必要な書類等を提出しない者の入札書
- (15) 虚偽の入札参加資格確認書類を提出した者の入札書
- (16) 上記(1)から(15)に掲げるもののほか、入札公告、入札説明書において示した入札条件に違反して入札した入札書
（共同企業体に関する事項）

第 18 条 共同企業体が入札に参加する場合においては、代表者があらかじめ他の構成員から入札に関する一切の権限を委任された委任状を作成し、第 16 条に規定する入札参加資格確認書類の提出時に当該委任状を提出しなければならない。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札の入札保証金)

第19条 入札保証金の納付等については、入札執行者の定めるところによる。

(指名競争入札の入札)

第20条 入札参加者は、指名通知書、契約書案、設計図書（仕様書を含む。）、金抜き設計書、契約の方法及び入札の条件、現場等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、所定の日時に所定の場所に本人が出席して入札書等を提出することを原則とし、郵便をもって入札書等を提出することはできない。ただし、電子入札の場合は、第25条に定める方法によるものとする。

3 入札参加者は、入札執行者が求めた場合は見積内訳書を提出しなければならない。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、入札執行者の確認を受けなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

6 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書等を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第21条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより入札執行者に申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札執行者に入札辞退届を直接持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）する。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提示する。

3 入札参加者が、一旦、入札を辞退した場合は、これを撤回することはできない。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(入札の取りやめ等)

第 22 条 入札参加者が不穩の行動をなす等の場合において、入札を適正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

2 入札参加者が 1 者の場合は入札の執行を取りやめる。

(指名競争入札の入札書の無効等)

第 23 条 第 6 条に掲げるもののほか(第 1 項第 8 号、第 9 号及び第 10 号を除く。)次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者が提出した入札書
- (2) 郵便により提出された入札書
- (3) 委任状を持参しない代理人が提出した入札書
- (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人をした者が提出した入札書
- (5) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をした場合において、その前後を判別することができない入札書又は後発の入札書
- (6) その他、指名通知書、契約の方法及び入札の条件等において示した条項に違反して入札した入札書

(くじによる落札者の決定)

第 24 条 同じ価格をもって入札した者が 2 人以上あるときは、別に定める「入札におけるくじ」の方法によりくじを行い、落札者を決定する。

第 4 章 電子入札

(電子入札の入札等)

第 25 条 入札参加者は、福島県電子入札運用基準(以下「運用基準」という。)第 13 の規定により電子入札システム(以下「システム」という。)により入札書等を提出しなければならない。ただし、運用基準第 9 に規定する紙による参加を承諾された者にあつては、公告又は指名通知書に示す開札日時に入札書等を開札場所に持参する方法(以下「紙入札」という。)で提出しなければならない。

2 入札参加者は、入札書受付締切日時までに入札書等を提出するとともに、入札書等が正常に提出されたことを、システムの入札書受付票によって確認しなければならない。

3 入札参加者は、紙入札の場合で代理人(以下「代理人」という。)をして入札させるときは、その委任状を持参させ、入札執行者の確認を受けなければならない。

4 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

5 紙入札による入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を代理人にすることができない。

- (1) 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

6 入札参加者又は代理人は、入札書等を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(電子入札の開札)

第25条の2 システムで行う開札は、紙入札による入札参加者を除き、入札参加者の立ち会いを不要とすることができる。

2 紙入札による入札参加者がいない場合は、第12条第1項の規定にかかわらず開札への当該入札事務に関係のない職員の立ち会いを不要とすることができる。

(電子入札の辞退)

第26条 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札書提出期日までにシステムより辞退届を提出するものとする。ただし、障害等のためにシステムを利用できない場合には、その旨を入札執行者に申し出るものとする。

2 紙入札による入札参加者が入札を辞退するときは、公告又は指名通知書に示す開札日時までに辞退届若しくはその旨を明記した入札書を持参する方法又は入札執行者に連絡のうえ電子メール等で提出する方法により辞退するものとする。

(電子入札の入札書の無効等)

第27条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) ICカードを不正に使用した入札書

(2) 紙入札の場合

ア 紙入札による承諾のない、又は指示によらない紙の入札書

イ 同一の入札参加者が電子入札と紙入札の両方を行ったときの入札書

ウ 総合評価方式の場合において、入札公告に示す期日までに持参、郵便又は電子メールによる方法で技術提案書(様式第1号)が提出されない場合の入札書

(3) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用して提出された入札書

(4) 入札書提出時に使用したICカードの有効期限が開札日までに期限切れになり、開札することができない入札書

(5) 福島県電子入札運用基準(工事等)(以下「電子入札運用基準」という。)第10の定めによらないソフトウェアで作成されたファイルが添付された入札書

(6) 総合評価方式の場合において、技術提案書が入札参加申請時に添付されない場合の入札書

(7) 初回入札において、見積内訳書が入札書提出時に添付されていない入札書

(8) 施工体制事前提出方式が適用されている場合において、工事費内訳書及び下請工種内訳書(福島県施工体制事前提出方式要領様式1号及び様式2号)が入札書提出時に添付されていない入札書

(9) 電子入札運用基準第10の4の規定により、添付ファイルのウイルスチェックを

行わなかったことが確認された入札書

(10) その他、電子入札運用基準、入札公告、入札説明書、指名通知書、契約の方法及び入札の条件等において示した条項に違反して入札した入札書

(電子入札の落札候補者又は落札者の決定)

第 28 条 落札候補者又は落札者となりうる者が 2 人以上あるときは、システム上の電子くじ等により落札候補者又は落札者を決定する。

2 落札候補者又は落札者を決定したときは、速やかにシステムにより通知する。ただし、落札候補者又は落札者が紙入札による者であるときは、電話等確実な方法により通知する。

附 則

この心得は、平成 21 年 4 月 1 日以降に起工の決定を行うものについて適用する。

附 則

- 1 この心得は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 10 月 31 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 5 月 31 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 10 月 31 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成 24 年 10 月 30 日から施行する。
- 2 平成 24 年 10 月 29 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従

前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 3 月 31 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年 3 月 31 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、令和 6 年 11 月 25 日から施行する。
- 2 令和 6 年 11 月 24 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 3 月 31 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 9 月 30 日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

様式第2号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する質問書

令和 年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉事業団
理事長 太田 健三 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
(作成担当者)

工事（委託業務）番号	からまつ 25-01
工事（委託業務）名	福島県からまつ荘新築工事
質 問 事 項	

様式第7号（第23条関係）

条件付一般競争入札参加資格不適格通知に
対する理由説明請求書

令和 年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉事業団
理事長 太田健三様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 ④
電話番号
(作成担当者)

工事（委託業務）番号	からまつ 25-01
工事（委託業務）名	福島県からまつ荘新築工事
理由の説明を求める理由	

(社会福祉法人福島県社会福祉事業団 競争入札用)

入 札 書

※1

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壺
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(税抜)

円也

工事(委託業務)名 福島県からまつ荘新築工事

工事(委託業務)番号 からまつ 25-01

工事(委託業務)箇所 西郷村大字小田倉字上上野原2番地2の一部

くじの数

--	--	--

※2

上記のとおり入札いたします。

令和 年 月 日

※3

住所

商号又は名称

代表者名

(代理人)

印

印

社会福祉法人福島県社会福祉事業団

理 事 長 太 田 健 三 様

(※1) 入札書はこの用紙を使用し、**消費税抜きの価格**で記入すること。アラビア数字を用いるときには金額の頭初に「¥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「金」の文字を併記すること。

(※2) 同額入札による「くじ」に使用する。アラビア数字を用いて、任意の値(000~999。空欄をつくらぬこと。012のように0(ゼロ)を記載する)を記入すること。記入がない場合や数字以外の記号・文字が記入された場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

(※3) 入札等の権限を委任された者(支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。)が入札する場合には、当該委任された者の住所、名称等を記載し、押印すること。

(社会福祉法人福島県社会福祉事業団 競争入札用)

入 札 書 (記載例)

※1

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壺	(税抜)
¥	1	2	3	4	5	6	7	0	0	0	円也

工事(委託業務)名 福島県からまつ荘新築工事

工事(委託業務)番号 からまつ 25-01

工事(委託業務)箇所 西郷村大字小田倉字上上野原2番地2の一部

くじの数

--	--	--

 ※2

上記のとおり入札いたします。

令和8年〇〇月〇〇日

※3

住所 福島県〇〇市〇〇町〇〇

商号又は名称 〇〇建設株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇〇〇 印

(代理人) 印

社会福祉法人福島県社会福祉事業団

理 事 長 太 田 健 三 様

(※1) 入札書はこの用紙を使用し、**消費税抜きの価格**で記入すること。アラビア数字を用いるときには金額の頭初に「¥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「金」の文字を併記すること。

(※2) 同額入札による「くじ」に使用する。アラビア数字を用いて、任意の値(000~999。空欄をつくらないこと。012のように0(ゼロ)を記載する)を記入すること。記入がない場合や数字以外の記号・文字が記入された場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

(※3) 入札等の権限を委任された者(支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。)が入札する場合には、当該委任された者の住所、名称等を記載し、押印すること。

入札書を無効とする申出書

- 1 工事名 福島県からまつ荘新築工事
- 2 工事番号 からまつ 25-01

上記の入札に関して入札書等を提出していましたが、下記の工事の落札者（落札候補者）となり、技術者を配置できなくなったため、上記工事に係る入札書を無効とするよう申し出ます。

記

発注者名
工事名
工事番号

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者名 印

社会福祉法人福島県社会福祉事業団 理事長 太田 健三 様

入札におけるくじ

競争入札（総合評価方式を含む。）の開札の結果、第1番目又は第2番目の入札参加者が複数あり、順位の決定ができない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

1 郵便入札の場合

(1) 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合などは、有資格コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

(2) くじの手順

ア 有資格者コードの小さい者から順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。

イ 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。

ウ 上記イの計算結果による余りと一致した上記アのくじ番号の入札参加者を最上位とする。

エ 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を2順位とする。

この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を2順位とする。

オ 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を3順位とする。

この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を3順位とする。

カ 4順位以下はオの規定に準じて順位を決定する。

(例) 入札参加者3名が同額入札の場合

(1) 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

㈱A （有資格者コード 100980021）………… くじ番号 0

㈱B （有資格者コード 100980142）………… くじ番号 1

㈱C （有資格者コード 100982293）………… くじ番号 2

(2) くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

㈱A （くじの数 123） 合計（123+072+452=647）

㈱B （くじの数 072）

㈱C （くじの数 452） 余り（647÷3=215…余り2）

(3) 順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号である㈱C

2順位は、2+1=3のくじ番号が存在しないので、くじ番号0の㈱A

3順位は、0+1=1と一致するくじ番号である㈱B

2 電子入札の場合

(1) システムにおける入札書に「くじ入力番号」として任意の値を入力

くじを行う場合に備えて、システムにおける入札書の「くじ入力番号」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を入力する（システム上、入力必須項目）。

(2) くじの手順

ア 入札書到着日時の早い順に応札順序として番号を（0、1、2…）を付与する。

イ くじ対象者のくじ入力番号に、システム上、自動で付番される「乱数（任意の3桁の数字）」を加えた数字がシステム上の「くじ番号」とする。

なお、乱数を加えて1,000を超える場合は、その数値から1,000を引いた数値を「くじ番号」とする。（例：1094の場合は094がくじ番号となる。）

ウ 同額入札の入札書において、「くじ番号」の数を合算し、その合計額をくじ対象者数で除算し、余りを算出する。

エ 上記ウの計算結果による余りと一致した上記アの応札順序の番号の入札参加者を最上位とする。

オ 最上位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号の入札参加者を2順位とする。

この場合において、最上位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号が存在しない場合には、0の応札順序の番号の入札参加者を2順位とする。

カ 2順位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号の入札参加者を3順位とする。

この場合において、2順位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号が存在しない場合には、0の応札順序の番号の入札参加者を3順位とする。

キ 4順位以下はカの規定に準じて順位を決定する。

(例)

(1) 入札書到着日時の早い順に応札順序の番号を付与する。

株A (入札書到着 1/23 13:00) …… 応札順序の番号 0

株B (入札書到着 1/24 10:00) …… 応札順序の番号 1

株C (入札書到着 1/24 15:00) …… 応札順序の番号 2

(2) くじ番号（くじ入力番号+乱数）

株A 172 (072+100)

株B 423 (123+300)

株C 052 (452+600)

合計 (172+423+052=647)

余り (647÷3=215…余り2)

(3) 順位

最上位は、余りの2と一致する応札順序の番号である株C

第2順位は、2+1=3の応札順序の番号が存在しないので、応札順序の番号0の株A

第3順位は、0+1=1と一致する応札順序の番号である株B

※ 電子入札において、書面により入札書の提出を承諾された場合

ア 入札書に記載された「くじ番号」を入札執行権者が電子入札システムに入力する。

なお、電子入札の参加者と同様に乱数を加算し、「システムのくじ番号」を決定する。

また、くじ番号の記入がない場合は、郵便入札の場合と同様とする。

イ 応札順序については、電子入札で提出した入札書より後の応札順序の番号を付与する。

なお、書面による入札書の提出が複数ある場合はシステムに入力した順に番号を付与する。

ウ その他は電子入札参加者と同様とする。

※道路改良工事の例

工 事 名	〇〇〇工事
工 事 番 号	第〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇号
商号又は名称	〇〇建設株式会社

費目・工種・種別・細別など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考(記載上注意すべき点)
(例)本工事費					
道路改良工					
土工					土木関係の工事で、金抜設計書における「本工事内訳表」の範囲において種別レベル*までの工事数量が全て確認できる場合、種別レベル*の事項についての記載(「数量×単価」)でよいものとします。(「数量×単価」で記載すること。)
掘削工	10,000.0	m3	600	6,000,000	
床堀工	8,000.0	m3	600	4,800,000	
路床盛土工	2,000.0	m3	1,500	3,000,000	
(中略)					
路盤工				1,680,000	
下層路盤工	1,200.0	m2	1,400	1,680,000	
排水工				4,078,600	
側溝工(X I -〇-〇-〇)	70.0	m	13,000	910,000	
側溝工(X I -〇-△-◇)	150.0	m	19,500	2,925,000	
1号暗渠工	1.0	式	121,800	121,800	
暗渠工	14.0	m	8,700	121,800	
2号暗渠工	1.0	式	384,000	384,000	
暗渠工	32.0	m	12,000	384,000	
(中略)				0	

土木関係の工事で、金抜設計書における「本工事内訳表」の範囲において種別レベル*までの工事数量が全て確認できる場合、種別レベル*の事項についての記載(「数量×単価」)でよいものとします。(「数量×単価」で記載すること。)

なお種別レベル*以下の細別等については、低入札価格調査や談合情報があった場合に提出を求められることがあるため、速やかに提出できるよう準備願います。

※「土木設計マニュアル[設計積算編]」(土木部技術管理課)、第4章-11参照。
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/tosyoitiran.html>

※道路改良工事の例

工 事 名	〇〇〇工事
工 事 番 号	第〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇号
商号又は名称	〇〇建設株式会社

費目・工種・種別・細別など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考(記載上注意すべき点)
直接工事費				10,000,000	共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に分けて計上すること。 なお、値引き等については、記載しない。
共通仮設費	1.0	式		1,000,000	
純工事費(直接工事費+共通仮設費)				11,000,000	
現場管理費	1.0	式		3,000,000	
工事原価(純工事費+現場管理費)				14,000,000	
一般管理費	1.0	式		2,000,000	
工事価格(工事原価+一般管理費)				16,000,000	工事価格は入札書の金額と一致させること。

※ 見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額とは一致しなければならない。

※ 設計図書の工事費内訳表に単価、金額を記載した形式とするが、これと同等の項目が含まれる独自様式の提出も認める。

※建築工事(修繕)の例

工 事 名	〇〇〇工事
工 事 番 号	第〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇号
商号又は名称	〇〇建設株式会社

費目・工種・種別・細別など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考(記載上注意すべき点)
(例)本工事費					
改築改修工事					
塗装改修工事	1.0	棟		2,161,000	
仮設工事	1.0	式		325,000	<p>金抜設計書における各工種の数量が確認できるレベルまで記載すること。(数量×単価)で記載できるレベルまで記載すること)</p> <p>仮設工事1.0式や塗装工事1.0式では工法や数量が確認できないため、この内訳まで記載する必要がある。</p> <p>なお、これ以下の細別等については、低入札価格調査や談合情報があった場合に提出を求められることがあるため、速やかに提出できるよう準備願います。</p>
ブラケット足場	250.0	m2	950	237,500	
養生シート張	250.0	延m2	350	87,500	
塗装工事	1.0	式		1,785,000	
さび落とし素地調整	850.0	m2	700	595,000	
錆止め塗り	850.0	m2	700	595,000	
△△塗装	850.0	m2	700	595,000	
左官工事	1.0	式		51,000	
左官工	68.0	m	750	51,000	
A棟補修工事	1.0	棟		584,240	
外壁改修工事				584,240	
仮設工	1.0	式		246,500	
枠組足場	170.0	架m2	1,450	246,500	
外壁補修	1.0	式		30,240	
施工数量調査	252.0	m2		0	

※建築工事(修繕)の例

工 事 名	〇〇〇工事
工 事 番 号	第〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇号
商号又は名称	〇〇建設株式会社

費目・工種・種別・細別など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考(記載上注意すべき点)
クラック補修工	2.0	m	1,800	3,600	
左官工事				255,000	
左官工	170.0	m ²	1,500	255,000	
塗装工				52,500	
△△△塗装工	50.0	m	1,050	52,500	
直接工事費				2,745,240	共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に分けて計上すること。 なお、値引き等については、記載しない。
共通仮設費	1.0	式		99,813	
純工事費(直接工事費+共通仮設費)				2,845,053	
現場管理費	1.0	式		430,849	
工事原価(純工事費+現場管理費)				3,275,902	
一般管理費	1.0	式		33,048	
工事価格(工事原価+一般管理費)				3,308,950	
					工事価格は入札書の金額と一致させること。

※ 見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額とは一致しなければならない。

※ 設計図書の工事費内訳表に単価、金額を記載した形式とするが、これと同等の項目が含まれる独自様式の提出も認める。

見積内訳書(記載例3)

※道路標識(案内標識)設置工事の例

工 事 名	〇〇〇工事
工 事 番 号	第〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇号
商号又は名称	〇〇建設株式会社

費目・工種・種別・細別など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考(記載上注意すべき点)
(例)本工事費					
案内標識設置工事				2,221,040	
1工区(〇〇町大字〇〇地内)	1.0	基	1,070,780	1,070,780	案内標識を2.0基設置する工事であるが、工事数量が箇所によって異なっているため、切抜設計書を参考に工事内訳数量まで記載すること。 なお、これ以下の細別等については、低入札価格調査や談合情報があった場合に提出を求められることがあるため、速やかに提出できるよう準備願います。
土工				12,220	
床堀工	5.0	m3	1,350	6,750	
埋戻工	1.0	m3	1,750	1,750	
残土処理	4.0	m3	930	3,720	
基礎工				58,560	
コンクリート人力打設	1.76	m2	21,000	36,960	
型枠工	4.8	m2	4,500	21,600	
標識工				1,000,000	
案内標識(L=〇〇、H=〇〇)	1.0	基	1,000,000	1,000,000	
2工区(〇〇町大字△△地内)	1.0	基	1,150,260	1,150,260	
土工				12,500	
床堀工	5.0	m3	1,350	6,750	
埋戻工	1.0	m3	1,750	1,750	
残土処理	4.0	m3	1,000	4,000	
基礎工				137,760	
コンクリート人力打設	1.76	m3	21,000	36,960	
型枠工	4.8	m2	21,000	100,800	
標識工				1,000,000	
案内標識(L=〇〇、H=〇〇)	1.0	基	1,000,000	1,000,000	

見 積 内 訳 書(記載例3)

※道路標識(案内標識)設置工事の例

					工 事 名	〇〇〇工事
					工 事 番 号	第〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇号
					商 号 又 は 名 称	〇〇建設株式会社
費目・工種・種別・細別など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考(記載上注意すべき点)	
舗装版復旧工	1.0	式	21,940	21,940	切抜設計書で2箇所分の数量をまとめて計上している場合には、2箇所分をまとめて計上してもよい。 ただし、1.0式計上ではなく、工事内訳数量まで記載すること。 なお、これ以下の細別等については、低入札価格調査や談合情報があった場合に提出を求めることがあるため、速やかに提出できるよう準備願います。	
路盤工	4.0	m2	535	2,140		
舗装工(細粒度As)	12.0	m2	1,650	19,800		
雑工				12,100		
取壊し工	1.0	式	12,100	12,100		
舗装版切断	9.5	m	410	3,895		
舗装版積込み	7.5	m3	920	6,900		
機械積込ダンプトラック運搬	0.3	m2	2,950	885		
アスファルト中間処理	0.7	t	600	420		
直接工事費				2,255,080		
共通仮設費	1.0	式		405,914		
純工事費(直接工事費+共通仮設費)				2,660,994		
現場管理費	1.0	式		1,064,400		
工事原価(純工事費+現場管理費)				3,725,394		
一般管理費	1.0	式		558,800		
工事価格(工事原価+一般管理費)				4,284,194	工事価格は入札書の金額と一致させること。	

※ 見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額とは一致しなければならない。

※ 設計図書の工事費内訳表に単価、金額を記載した形式とするが、これと同等の項目が含まれる独自様式の提出も認める。

見積内訳書を作成する際の留意点について

見積内訳書は、入札参加者が適切に積算しているかどうかを判断する上で大変重要な書類ですので、その作成にあたっては以下の点に十分留意願います。

- ① 見積内訳書は、基本的には「金抜き設計書」の「本工事費内訳表」、「工種明細表」又はこれに相当するものに従って、工種ごとに「数量×単価＝金額」で表示します。
建築工事など多様な工種で構成される工事の場合、各工種（工事数量が確認できる範囲）の記載が「工種明細表」以降に表示される場合がありますので注意してください。
(見積内訳書記載例2参照)
- ② また、本工事費内訳表の範囲内で種別レベル*までの工事数量が確認できる場合は、種別レベルまでの記載でもよいものとします。なお、この場合であっても種別毎に「数量×単価＝金額」で表示してください。(見積内訳書記載例1参照)
※「土木設計マニュアル〔設計積算編〕」(土木部技術管理課)，第4章-11参照
(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/158249.pdf>)
- ③ 見積内訳書は、値引きの表示は認めておりません。下記の例のように、金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額（単価）で見積金額を記載してください。

(例1) 「金額」の端数を値引いた計算は行わない。

	数量	単価	金額	
(誤)	〇〇〇工	130 m ² × 2,508 円	= 325,000 円	(計算が合わないため誤計算)
				↓
(正)	〇〇〇工	130 m ² × 2,500 円	= 325,000 円	

130 m² × 2,508 円 = 326,040 円となるので、326,040 円と記入するか、又は 325,000 円と見積りたい場合は、誤計算とならないよう単価を 2,500 円として記入する。

- ④ 工事価格の端数処理については、一万円未満切捨ての場合のみ認めており、一万円以上の端数処理が確認される場合は無効となりますのでご注意願います。
なお、見積内訳書と見積内訳総括表の積算に齟齬がないこと、見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額が一致していることも併せて確認してください。

(例2) 合計欄等で、一万円以上の端数処理は、不適切な値引きとして無効とする。

(無効)	工事原価	32,403,290 円	
	一般管理費	3,266,710 円	
	工事価格	35,670,000 円	
	工事価格 (端数処理)	35,650,000 円	(引下げ項目が不明な値引き)

- ⑤ 見積内訳書は1式表示とせず、金抜き設計書と対比可能な「数量×単価」の内訳まで記載してください。（数量×単価の不明な1式表示があった場合は入札書が無効とされる場合があります。）

(例3) 見積内訳書は、「数量×単価」とし、1式表示にしない。

(誤)		数量	単価	金額
	○○○工	1式		1,000,000円
	△△△工	1式		1,500,000円
	□□□工	1式		2,000,000円

↓

(正)		数量	単価	金額
	○○○工			1,000,000円
	[内訳	100m	2,500円	250,000円
	[100m	7,500円	750,000円
	△△△工			1,500,000円
	[内訳	50 m ²	10,000円	500,000円
	[50 m ²	20,000円	1,000,000円
	□□□工			2,000,000円
	[内訳	200 m ²	8,000円	1,600,000円
	[1式		400,000円
	[[内訳	◇◇工 300m	1,000円	300,000円
	[[■■工 500m	200円	100,000円

- ⑥ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費については、1式表示を認めます。
- ⑦ 工事施工に際して必要な項目の漏れがあった場合は、入札書が無効とされる場合がありますので、提出する前に十分チェックしてください。